

NISA、ジュニアNISA及びつみたてNISAに係る非課税適用分の申告方法について

平成 26 年 1 月 1 日から開始された非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「NISA」といいます。）、平成 28 年 1 月 1 日から開始された未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置（以下、「ジュニアNISA」といいます。）及び平成 30 年 1 月 1 日から開始される、非課税累積投資契約に基づく定期かつ継続的な方法による一定の投資信託の買い付けに係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「つみたてNISA」といいます。）に係る非課税適用分については、以下のとおり取り扱ってください。

- ① 「道府県民税配当割納入申告書」の「非課税等」欄には、NISA、ジュニアNISA及びつみたてNISAにより非課税対象となった配当等の金額と他の非課税等の金額とを合算して記載してください。
- ② 譲渡益の非課税適用分については、申告不要です。

なお、「源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書」（旧：「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書」）及び「道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書」は、源泉徴収選択口座内の配当等及び譲渡益又は、未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等及び譲渡益を申告するものであり、非課税となるNISA、ジュニアNISA及びつみたてNISA口座内の配当等及び譲渡益については使用しません。

【NISA、ジュニアNISA及びつみたてNISAによる非課税適用分の記載箇所】

※ 配当種類ごとに申告書を作成します。
それぞれの「非課税等」欄に記載してください。

道府県民税配当割 特別徴収税額計算書		(配) 道府県民税配当割納入申告書	
種 類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 51 上場株式等の配当等 52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配 53 特定投資法人の投資口の配当等 54 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの 55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金 </div>	知事殿 特別 徴収 義務 者	所在地及び名称 平成 年 月 日 法人番号 旧法人番号 口座番号 加入者名
区 分	支 払 金 額	税 額	課 税 事 務 所 指定金融機関名 (取りまとめ店) ゆうちょ銀行 (取りまとめ店) (〒) 上記のとおり配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)
課 税	11	11	支払金額(課税) 01 税 額 02 (延 滞 金) 03 納入金額合計 04
非 課 税 等	12	12	受 付 印
計	13	13	

13-